

第71回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年3月21日(火) 午後2時00分
- 2 開会の日時 平成29年3月21日(火) 午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成29年3月21日(火) 午後3時04分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 岡山市勤労者福祉センター4階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数40名 出席37名 欠席 3名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	出席	22	井上 利明	出席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	出席
4	小橋 秀臣	出席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	出席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	出席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	出席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	出席	29	宮武 博	欠席
10	川上 敬三	出席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	出席
12	中尾 稜	欠席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	出席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	出席	35	岩藤 佐知子	出席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	出席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	出席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	欠席

6 農業委員以外の出席者

事務局 局長 山神 一正 参事 箕浦 勝宏 次長 真田 明彦
課長補佐 浦上 和彦 課長補佐 佐藤 孝司 係長 難波 仲広
副主査 原田 実

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
 - (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について（事務局長専決）
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について（事務局長専決）
- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について
- 第2号議案 農政関係等について
- (1) 平成28年度事業について
 - (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

17番：二宮 万太郎 23番：五賀 栄一

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第71回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。17番 二宮 万太郎委員、23番、五賀 栄一委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

難波係長 （議案訂正等の説明）

2月の、3,000平方メートルを超える転用案件について報告します。北区建部町宮地の店舗の案件があり、2月28日の農業会議では保留となりましたが、3月6日の現地調査で許可適当との答申がありましたので許可指令書を交付しています。

議 長 第1号議案、農地関係申請等についてを上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長

1 ページ1番、受人は菅野に居住し、約76アールの農地を耕作する農業者で、受贈により菅野の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番3番は受人が同一ですので、同時に説明します。受人は玉柏に居住し、約21アールの農地を耕作する農業者で、増反により、いずれも玉柏の畑を10年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は芳賀に居住し、約2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により、芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は津高に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により津高の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は玉柏に居住し、約57アールの農地を耕作する農業者で、受贈により、玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は辛川市場に居住し、約83アールの農地を耕作する農業者で、増反及び借入地の取得により、佐山の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、受人は玉柏に居住し、約34アールの農地を耕作する農業者で、玉

柏の畑について、現耕作者が共有者の一人から持分72分の5を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、受人は野田三丁目に居住し、約23アールの農地を耕作する農業者で、増反により西野山町の田を賃貸借しようとするものです。期間は3年間、賃料は2万円です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また許可後下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、受人は芳賀に居住し、約2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、3ページ23番南区福田の案件と同時申請です。受人は津高に居住していますが、田益の田を3年間使用貸借し、南区の農地と併せて新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また南区の農地も含め、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から11番までの11件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 12番は、3月6日付で取り下げとなっています。

13番、受人は北区栗井に居住し、約2.1ヘクタールの農地を耕作していますが、増反により栗井の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は北区撫川に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作していますが、増反により撫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は北区延友に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作していますが、借入地取得及び増反により平野の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は北区吉備津に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作していますが、増反により吉備津の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は北区大井に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作していますが、増反により大井の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は北区大井に居住し、約1.1ヘクタールの農地を耕作していますが、増反により下足守の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 取り下げを除く13番から18番までの6件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 19番・20番は譲受人が同じですので、同時に説明します。受人は建部町大田に居住していますが、建部町大田の田を19番は譲受け、20番は無償で3年間借受け、新規に営農を行おうとするものです。営農計画書によれば、夫婦共々高齢ではありますが、健康面での心配はなく、将来息子夫婦が引き継ぐ予定であり、また近隣農家の手助けを受けて稲作を行うとのこと。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 19番20番の2件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 21番、受人は中区乙多見に居住し、世帯で約1.8ヘクタールの農地を耕作していますが、増反により古新田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は内尾に居住し、世帯で約8.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、内尾の借り入れている田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、2ページ11番と同時申請です。受人は津高に居住していますが、福田の田を取得し、北区の農地と併せて新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、問題がないこと、また北区の農地も含め、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

24番、受人は西高崎に居住し、世帯で約4.6ヘクタールの農地を耕作す

る農業者ですが、西高崎の借り入れている田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番、受人は福田に居住し、世帯で約3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により川張の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 21番から25番までの5件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)は、中・中央地区1番から南区25番までの内、取り下げの12番を除く24件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)についてはそのように決定いたします。

議長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 5ページ1番、転用目的は、太陽光発電設備の設置です。申請人は会社勤めで、農地の管理も大変になり、売電で収入の足しにするため、自己所有地の中で営農に支障がない申請地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は、太陽光発電設備の設置です。申請人は会社勤めで、農地の管理も大変になり、売電で収入の足しにするため、自己所有地の中で営農に支障がない申請地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も

問題ないと考えます。

3番、転用目的は農業用倉庫の設置です。申請者は尾上に居住し、約1.1ヘクタールを耕作する農業者ですが、既存の農業用倉庫が手狭になったため、隣接農地で増築しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、農業用倉庫は農用地利用計画に指定された用途にあたり許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から3番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 4番、転用目的は仮設通路設置の一時転用です。申請人は申請地北側に農家住宅を建築するため転用許可を受けましたが、出入りする予定の東側道路の幅員が狭く、宅地造成・既存建物解体撤去・新築等の工事において大型車両の出入りが困難で、近隣に迷惑をかけるため、建築予定の敷地の南側に仮設道路を一時的に設置しようとするものです。一時転用期間は平成29年4月1日から平成29年12月31日までです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、一時転用であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 4番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)は、中・中央地区1番から南区4番までの4件とも許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 6ページ1番から7ページ8番及び13番14番は同じ地域ですので同時に説明します。転用目的は、すべて自己住宅です。

1番、申請人は北区寿町の妻の実家に家族5人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、夫の実家に近く、子どもの面倒を見てもらったり、親の手伝いをするのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

2番、申請人は北区今一丁目の借家に家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、夫の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人は北区西長瀬の借家に家族3人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、夫や妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は倉敷市茶屋町の借家に家族3人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、夫の実家に近く、子どもの面倒を見てもらったり、親の手伝いをするのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は南区大福の借家に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え、住居が手狭となっているため、夫の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は北区中島田町一丁目の借家に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は北区西崎二丁目の借家に家族3人で生活していますが、子どもの出生に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、夫の実家に近く、子どもの面倒を見てもらったり、親の手伝いをするのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は玉野市和田の社宅に家族3人で生活していますが、子どもの出生に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、妻の勤務先に近く、

通勤に便利なうえ、夫婦それぞれの実家に近くなり、子どもの面倒を見てもらったり、親の手伝いをするのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は北区辰巳の社宅に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え、住居が手狭となっているため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は大福の借家に家族3人で住んでいますが、家財道具も増え住居が手狭となったため、妻の勤務先に近くなり通勤に便利で、また夫の実家にも近くなる申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は分家住宅です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は北区門前のコーポに家族3人で生活していますが、家財道具が増え、住居が手狭となっているため、実家に近くなり、親の介護や実家の農業の手伝いをするのに便利な申請地を父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番から12番は同じ地域ですので同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

10番、申請人は北区平野の借家に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、妻の勤務先に近く、通勤に便利なうえ、今までの生活圏内で住みやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は北区平野の借家に家族5人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、妻の勤務先に近く、通勤に便利なうえ、今までの生活圏内で住みやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は北区表町三丁目の実家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え、住居が手狭となっているため、妻の勤務先に近く、通勤に便利なうえ、祖父の家に近く、通院の送迎等に便利な申請地を所有権移転し、自己

住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は工事用露天駐車場、露天資材置場です。申請人は吉備中央町に事業所がある社会福祉法人ですが、平成28年8月に転用許可を受けた小規模多機能型居宅介護施設、特別養護老人ホーム、老人短期入所事業施設の複合施設の建設に伴い、隣接する申請地を使用貸借権設定し、工事期間中の平成29年4月1日から平成29年10月30日まで一時転用するもので、工事完了後は現状復旧するものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 1番から15番までの15件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 16番、転用目的は農家住宅の敷地拡張です。受人は御津国ヶ原で家族3人と両親の5人で生活していますが、家財道具が増え手狭になってきたため、父の土地を使って家屋を増築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、既存の農家住宅敷地の拡張及び農業用施設用地であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 16番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 17番、転用目的は自己住宅です。平成27年5月に農振除外済みの案件

です。申請人は当新田の借家に母子2人で居住していますが、結婚の予定があり、また子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、箕島の勤務先に近く、通勤に便利な父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当し、父親の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は自宅への進入路です。平成28年5月に農振除外済みの案件です。申請人は平成18年に藤田の土地・建物を購入し引越してきましたが、敷地内の車庫が市道に面しておらず、他人の土地・私道を通行しなければならない状況でした。土地購入から9年ほど経過した頃、私道所有者から受け入れ困難な条件が提示され、話し合いでの解決もできず、車庫の使用ができなくなったため、現在は近隣の方の厚意で自宅から約80メートルの所に駐車させてもらっている状況です。そのため、自宅北側の農地を所有権移転し、自宅への進入路・駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設で、現居住地に隣接し他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は自己住宅です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は曾根の実家に家族7人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、実家の隣で農業の手伝いをするにも便利な申請地を妻の父から使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、妻の両親、祖母、兄が実家に引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当し、妻の父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は露天駐車場です。申請人は申請地の南側に居住していますが、通勤で使用するようになった社用車の駐車スペースがないため、自宅に隣接し、利便性が良い申請地を譲り受け、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、藤田地域センターから300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、転用目的は露天駐車場の一時転用です。申請人は、平成13年に設立され、倉敷市松江に本店を置き、貨物運送業を主な事業としていますが、中畦の営業所の運搬トラックの駐車スペースや転回に必要なスペースの確保が既存駐車場では困難となったため、既存駐車場に隣接する申請地を賃貸借し、露天駐車場として3年間一時転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと考えられ、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、転用目的は保育所用の露天駐車場です。申請人は、昭和57年に設立され、当新田に主たる事務所を置き、ソフトウェアの企画、設計、開発、販売を主な事業にしていますが、保育事業も行っており、本年1月に東側隣接地で保育園設置の農地転用許可を得たため、保育園への通園者と職員用の駐車場として、利便性のよい申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。申請人は、昭和45年に設立され、南区妹尾に本店を置き、浄化槽の保守点検及び修繕を主な事業としてしています。現在、妹尾の本社敷地の一角を清掃車両の駐車スペースや資材置場に使用していますが、本社敷地内にグループ関連企業従業員通勤用に立体駐車場を建設することとなり、新たな資材置場と駐車場の確保が必要になったため、従業員の居住地に近く通勤に便利で、また交通の便が良く、市内の現場への移動にも利便性の高い申請地を所有権移転し、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番と25番は一体開発ですので同時に説明します。転用目的は自己住宅です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は浦安本町の

妻の実家に家族6人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近く、両親と助け合って生活できる申請地を24番では妻の父から使用貸借し、25番では所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、妻の両親、妹は実家に引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

賀門委員退室

26番から28番までの3件は一体利用ですので同時に説明します。転用目的は露天資材置場です。申請人は、平成9年に設立され、南区藤田に本店を置き、空調機器設備業を主な事業としています。事業者は現在南区新保に一時保管場所を持っていますが、業績向上に伴い廃棄用の空調設備やリサイクル用の機器が増加し保管場所が狭くなり、敷地内での作業において従業員が危険な目に遭っており、従業員の安全確保や事業の効率化を図るため、交通の便が良く運搬等の利便性が良い申請地を、26番は賃貸借で許可日から3年間一時転用し、27番と28番は所有権移転し、露天資材置場（分別作業場・一時保管場所）に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番と30番は同じ地域ですので、同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

29番、申請人は北区撫川の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、山田の妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

30番、申請人は北区平田の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、備中箕島駅に近く、西市までの通勤にJRを利用でき、また大福の実家にも近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも備中箕島駅から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準

上も問題ないと考えます。

31番、転用目的は露天資材置場です。申請人は、平成20年に設立され、北区津高に本店を置き、土木工事等の建設業を主な事業としています。事業者は現在、北区富原にある砕石会社の敷地の一部を土木工事の資材置場として借りていますが、事業も順調で資材置場が不足してきたため、新たな資材置場の確保が必要になり、受注状況から南区や玉野市等の南部での現場が多いことから、作業現場に近く資材の保管や運搬に便利な申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

32番、転用目的は農家住宅です。申請人は約82アールの農地を耕作しており、新保の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、また耕作地が東畦であるため、通作の利便性が良い申請地を所有権移転し、農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当し、耕作地の近隣で利便性が良く、他に代替地もないため、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

33番、転用目的は露天資材置場の一時転用です。申請人は、平成6年に設立され、藤田に本店を置き、土木工事等の建設業を主な事業としていますが、西側隣接地に本社があり、事業の進展に伴い敷地内の資材置場では手狭になったため、利便性の良い東側の当法人代表者所有の申請地を使用貸借し、露天資材置場として3年間一時転用しようとするものです。

申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められ、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 17番から33番までの17件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（３）は、北・吉備地区１番から南区３３番までの３３件全件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（３）についてはそのように決定いたします。

賀門委員入室

議長 次に申請等（４）農地法第１８条第１項の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 前回保留１番、賃貸人及び賃借人側の相続人代表からの解約申請です。現耕作者の さんが耕作できなくなり、賃貸人とは解約で合意しましたが、賃借権の相続がなされておらず、他の相続人で居所がわからない人もおり、合意解約ができないため申請に至ったものです。

賃借人の相続人の調査が終了しましたので、その内容と協議会としての意見を別紙にまとめています。調査の結果は次のとおりです。

- 1 賃貸借契約についてですが、戦前からの契約であり、現在は期間の定めのない賃借権です。
- 2 耕作状況についてですが、平成２８年までは、亡 の孫である氏が耕作し、賃借料も支払ってきましたが、労力不足で今後の耕作が困難となったものです。現在申請地は所有者が管理しています。
- 3 解約についてですが、賃借人の法定相続人が多数おり、居所がわからない者もいたことから、全員での合意解約ができず申請にいたったものです。
- 4 賃借人の相続人の耕作等の意思についてですが、相続人１１人に賃借権に係る実情調査を行った結果、１人は耕作の意思はあるものの解約自体には異議がなく、他の相続人も全員耕作の意思がなく、解約についての異議がないと判断されました。

よって農地法第１８条第２項第６号の「その他正当の事由がある場合」に該当し、解約許可が妥当と判断されます。

議長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 １番について慎重に審議したところ、事務局説明のとおり、許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それではこの案件は許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（４）については許可と決定します。なお、この案件は３月２８日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に申請等（５）岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 利用集積計画、所有権の移転は、１２ページ南区の１件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。岡山県所有農地を財団を通じて担い手へ所有権移転するものです。

受け手の農業経営の状況は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、南区協議会の審議では承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等（５）の農用地利用集積計画は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等（６）岡山市農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定、の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 今回の利用集積計画について説明します。

１３ページ１番２番の２件で、岡山県所有農地を引き続き現耕作者へ貸し付けるものです。

計画内容はいずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、南区協議会の審議では承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等（６）の農用地利用集積計画は、原案のとおり決定

してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（7）農地法第3条の3 第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 14ページ中・中央地区1番から19ページ南区19番までの19件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類は、2番が賃借権で他はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。

議 長 事務局から説明がありましたが、申請等（7）の19件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

原田副主査 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届、事務局長専決は、20ページ1番から8番までの8件で、転用目的は、宅地造成1件、露天駐車場4件、進入路1件、共同住宅2件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届、事務局長専決は、21ページ1番から23ページ23番までの23件で、転用目的は、敷地拡張2件、自己住宅6件、露天資材置場等3件、長屋住宅2件、事務所1件、露天駐車場1件、分譲住宅地4件、共同住宅2件、進入路1件、太陽光発電設備1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、24ページ1番から28ページ37番までの37件です。解約理由は耕作目的で31件、転用目的で6件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、29ページ1番から4番までの4件で、農業用倉庫が3件、進入路が1件です。

次に報告（5）農地改良届は、30ページ1番から3番までの3件で、目的は、いずれも普通野菜畑です。

議 長 これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。
続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明を
お願いします。

事務局 29年度の総会・協議会日程について説明
企業の農業参入について農地等の情報提供の依頼があった旨説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 ①次回総会予定（4月18日（火）市役所7階大会議室）

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時04分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員